

誓 約 書

私は、本宮市結婚新生活支援補助金を交付申請するにあたり、以下のことを誓約いたします。

なお、本宮市結婚新生活支援補助金交付要綱第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当することになったときは、第 9 条第 1 項の規定に基づき補助金の全部又は一部を返還します。

- 1 補助対象世帯等の構成員に、市税等の滞納がないこと。
- 2 夫婦等の双方又は一方が、過去に国の地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。(継続補助世帯を除く。)
- 3 補助対象世帯等の構成員に、暴力団員(本宮市暴力団排除条例(平成 24 年本宮市条例第 3 号)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団員をいう。)がないこと。

令和 年 月 日

申請者 住所

氏 名

(氏名欄は自署してください。)

【参考】(本宮市結婚新生活支援補助金交付要綱第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項 抜粋)

(交付決定の取消し)

第 8 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この告示に違反する行為があったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(補助金の返還)

第 9 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。